

工事完成図書の電子納品試行要領

令和8年1月21日

総務部 総務課

(趣旨)

第1条 この要領は、日向市が発注する建設工事（営繕工事を除く）において、工事完成図書の電子納品を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「電子納品」とは、工事帳票、工事写真及び工事完成図を電子媒体で発注者に提出することをいう。
- (2) 「工事帳票」とは、打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料及び打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
- (3) 「工事写真」とは、「写真管理基準（平成22年7月宮崎県国土整備部）」により撮影したものをいう。なお、工事写真の電子データは「デジタル写真管理情報基準（令和2年3月国土交通省）」に基づき作成する。
- (4) 「工事完成図」とは、建設工事共通仕様書（令和4年9月日向市総務部）の1-1-22に規定する工事完成図をいう。
- (5) 「電子検査」とは、書類を紙に出力せずに電子データを利用して行う検査をいう。

(対象工事)

第3条 電子納品の対象工事は、入札公告（指名通知）及び特記仕様書において、電子納品の対象工事である旨を記載するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者の同意があった場合は、電子納品対象工事である旨の記載がない工事であっても、受注者は電子納品を行うことができる。
- 3 試行の実施にあたっては、契約後の受発注者協議により、電子納品を行うこととする。ただし、紙媒体の成果品でも納入できるものとする。

入札公告等の例

その他の事項

本工事は、電子納品試行対象工事である。

特記仕様書記載例

第〇条 工事完成図書の電子納品の活用について

本工事は、工事完成図書の電子納品試行対象工事とする。

試行にあたっては、「工事完成図書の電子納品試行要領」に基づき行う。

試行要領は、日向市ホームページから入手できる。（トップ>産業・経済・ビジネス>入札・契約>入札制度）

(電子成果品の仕様)

第4条 電子成果品の仕様については、別に定める。

(検査)

第5条 電子納品対象工事の検査は、電子検査にて行うものとする。

(保管管理)

第6条 発注者は、納品された電子成果品を適切に保管し、管理するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、工事完成図書の電子納品の試行に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。